

土浦市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和5年5月25日

土浦市監査委員 藤田雪絵

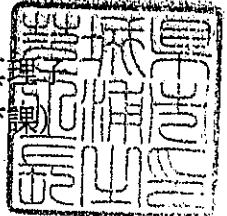




土保発第274号
令和5年5月19日

土浦市監査委員 藤田 雪絵 殿

土浦市長 安藤 真理
(担当課：保育課)



令和4年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

<p>監査の結果 (指摘事項)</p>	<p>保育所の令達予算で購入した消耗品で支払時期が遅れたものがあつた。 地方自治体の契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項によれば、給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払いをしなければならないところ、50日後に支払っていたものがあつた。 同法第8条第1項の規定により遅延利息を計算すると、100円未満であり、同法第2項の規定によれば、その支払いをする必要はなかつたものの、当該支払いに係る決裁には、遅延利息について検討した記録もなかつたことから、事務の内容をよく確認し、適正に処理されたい。</p>
<p>講じた措置の内容</p>	<p>保育所で購入した消耗品の支払いについては、本来なら30日以内に支払いを完了しなければならないのに、失念により遅延してしまいました。 事業について課内及び全保育所で周知徹底を図りました。そして今後はこのようなことがないように、法令を遵守して期限までに支払いを完了するよう手続きを行つてまいります。</p>

